

### 3 大田 勤議員



- 1 雑がみの回収等で燃やせるゴミの減量・売却益を活用し不法投棄の廃絶を
- 2 乳児等通園支援制度実施ではなく 保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善の実施を
- 3 保育士の確保は処遇改善と賃金値上げこそが改善策で 地域限定保育士制度新設ではない
- 4 町は浅海漁業や前浜の活性化に向け磯焼け対策プロジェクトの立ち上げを

#### 1 雑がみの回収等で燃やせるゴミの減量・売却益を活用し不法投棄の廃絶を

平成20年6月、ゴミの減量化と資源化の両面において全道的にも大きな効果が確認されていることからリサイクルセンターの稼働時期を視野に家庭系ゴミ有料化を実施した。

有料化前の収集車搬入台数、収集量が3月、104台、365.81t、4月、132台、453.34t、5月、225台、770.68tと町のゴミ収集場所には粗大ゴミの山ができ、駆け込み収集が続いた。有料化以降は半減し、6月、56台、172.60t、7月から12月までは月60台以内で推移した。有料化実施から17年が経過した。

町は、ゴミの有料化でゴミの減量化につながるとして実施したが家庭系ゴミは減少したのか。燃やせるゴミの収集量、燃やせないゴミの収集量、資源物収集関係の有料化前と現在の収集量との比較は。

廃棄物処理法第6条2では、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとあり、ゴミ処理は自治体の仕事であり税金で処分するものです。

令和6年、町の事務に関する説明書では、一般廃棄物処理手数料収入状況（指定ゴミ袋等の交付）では、燃やせるゴミ5、10、20、40リッターの袋の料金は2,365万9,300円、燃やせないゴミ袋の料金は480万6,750円、ゴミ処理券100万7,200円、合計2,947万3,250円。この他に自己搬入での徴収金額は。

本来町が税金で処理しなければならないゴミを、ゴミ袋料金で徴収し、家庭系ゴミを処理していることになるのではありませんか。収集した代金は町のゴミ減量にどのように活用されているのか。

岩内地方衛生組合のごみ処理基本計画書では、住民、事業者、行政が一体となって、循環型社会形成を目指す。排出するごみ量を可能な限り少なくするため、リサイクル活動の支援。排出されたごみのリサイクルを推進するため、資源ごみの分別収集の推進と計画されています。

リサイクルを推進しゴミの排出量を減らす事業に、資源ゴミとして新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パックの中に、雑がみ、菓子箱等の包装用雑がみが入っています。排出するごみ量を可能な限り少なくする、資源ごみの分別収集の推進計画を取り組まないのですか。

先進自治体例では、古紙といえば、新聞、雑誌、段ボールの3つと思われがちですが、実はもう一つ、身近で貴重な紙資源があります。それが、雑がみです。雑がみとは、家庭から出される新聞、雑誌、段ボール以外のリサイクルできる紙類のことです。

燃やすごみの中には、雑がみがたくさん含まれています。ふだん何気なく捨てているメモ用紙や封筒、トイレットペーパーの芯などは、実はリサイクルできるのです。これらをごみとしてではなく地域の古紙回収に出していただけすると、燃やすごみが減り、さらに、資源を有効に再利用することができます。

お菓子や食品、文房具などの箱、ティッシュの箱、パンフレット、ちらし、紙袋、封筒、包装紙、コピー用紙、トイレットペーパーの芯なども雑紙として資源で回収。自治体に、環境部ごみゼロ推進課等を設置し取り組んでいます。

排出するゴミの減量と資源物の回収や再利用に雑がみの回収に取り組めない理由はなにか。ごみ処理基本計画に逆行するのではないか。

町内では特定の場所に不法に投棄されたゴミがいつまでも回収されずに町民から苦情が寄せられています。先進地では、不法投棄防止対策として、監視カメラの設置やパトロール強化などによる予防対策と不法投棄物の早期発見、早期処理に努め不法投棄対策に取り組んでいます。

ゴミの有料化が進み、有料ゴミ袋による回収が進んでいますが、岩内町における、過去10年間の一般廃棄物の不法投棄の件数は。町はどのような対策を行ってきたのか。

有料化になって、ゴミの不法投棄の状況を町は把握しているのか。不法投棄が恒常化している地域はありますか。

不法に投棄された家庭ゴミ、不燃ゴミのカセットボンベ缶、家庭菜園で利用した飼料袋、など地域の人ばかりではなく、ポイ捨ての場所は決まっているように思えます。ゴミのポイ捨て回収の事業に予算をつけて、がけなどに引っかかっている不法投棄のゴミを雪が溶け雑草が伸びる前に回収、処理し、その後は監視カメラの設置、パトロールなど地域住民の協力を得ながら対策を立てる必要があります。ゴミポイ捨て立て看板だけでは効果がなく夜間、早朝などの対策に防犯カメラは有効です。

ゴミの不法投棄を止めさせる防犯カメラの設置などは、一般廃棄物処理手数料の活用で実現できるのではないか。

ごみ処理にかかる町の財政負担を住民負担で取り組んでいる一般廃棄物処理手数料の財源を不法投棄等のゴミの回収に利用すべきではありませんか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物やごみなどを不適正に廃棄することは重罪です。第16条、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。廃棄物処理法、罰則5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する。道路交通法では、車からのポイ捨ては5万円以下の罰金。河川法施行令では、河川へのポイ捨ては懲役3月以下または20万円以下の罰金です。

町が誠意を持って住民に知らせ、住民とともに不法投棄を認めない町風の醸成

で、対策に取り組むことが求められていると思いませんか。  
町長の所見を求めます。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、ごみの有料化の実施で家庭ごみは減少したのか。燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の有料化前と現在の収集量との比較についてあります。

町では、平成20年6月よりごみの有料化を実施しており、有料化前の平成19年と令和6年の年間収集量で比較すると、燃やせるごみは、平成19年が4千260.96トンに対し、令和6年が1千585.65トンで63%の減少。燃やせないごみは、967.57トンに対し、230.39トンで76%の減少となっており、資源物については、337.03トンに対し、406.74トンで21%の増加となっております。

この数値からも、ごみの有料化により、家庭ごみは減少したものと考えております。

2項めは、指定ごみ袋の交付による一般廃棄物処理手数料収入以外の自己搬入での徴収金額についてあります。

家庭ごみの自己搬入について、岩内地方衛生組合に確認したところ、令和6年度の岩内町の搬入実績は、8千645件、594万3千760円であります。

3項めは、税金で処理しなければならないごみを、ごみ袋料金で徴収し、処理しているのではないか。収集した代金はごみ減量にどのように活用されているのか、についてであります。

一般廃棄物処理手数料につきましては、国の廃棄物処理法に基づく基本方針において、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきであると示されていることから、地方自治法第227条に規定する手数料として、岩内町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例において、町は家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分をしなければならないことや、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をする場合は手数料を徴収すると規定しております。

なお、本規定に基づき、徴収された一般廃棄物処理手数料については、具体的なゴミ減量対策ではなく、一般廃棄物の収集運搬業務を実施するための費用に充当する特定財源として活用しております。

4項めの、資源ごみの分別収集の推進計画を取り組まないのでですかについてと、5項めの、雑がみの回収に取り組めない理由はなにか。ごみ処理基本計画に逆行するのではないか、については、関連がありますので併せてお答えいたします。

岩内地方衛生組合で策定しています、ごみ処理基本計画書においては、排出されたごみのリサイクルを推進するを基本方針に掲げ、構成町村の取組みとしては、ごみの排出抑制、リサイクル、再生品の利用に取り組むことを施策としております。

本計画に基づき、町では、プラスチック製容器包装、かん、びん、ペットボトル、紙類を収集しており、有料化以前と比較し、収集量も増加していることから、資源物のリサイクル化が定着しているものと考えております。

しかしながら、紙製容器包装いわゆる雑紙の収集及び処分については、分別品目が増えるため、高齢者の方々に負担が増すことや、収集運搬費用及び収集した紙製容器包装を保管する施設を確保する必要があり、その整備費用など、事業実施に伴う財源の確保等、様々な課題があることから、現段階において実施に至っていない状況であります。

町としましては、ごみ処理基本計画を踏まえ、循環型社会形成の推進を図る

ため、これまでも小型家電製品やリチウムイオン電池などの個別なりサイクルについて回収品目を拡大しているところであり、ごみ処理基本計画に逆行しているとは考えておりませんが、紙製容器包装の収集を希望する意見もあることから、引き続き、岩宇4町村による実施を含め検討してまいります。

6項めは、過去10年間の一般廃棄物の不法投棄の件数と、町はどのような対策を行ってきたのか、についてであります。

不法投棄については、件数として詳細把握が困難なため、町が回収し、処分した量にてお答えいたします。

平成27年12.04トン、平成28年13.34トン、平成29年12.12トン、平成30年12.11トン、令和元年12.26トン、令和2年4.38トン、令和3年9.50トン、令和4年6.85トン、令和5年6.53トン、令和6年8.19トンとなっております。

また、町の不法投棄対策としては、町道沿道に抑制看板や防犯カメラの設置、職員による監視パトロール、住民の皆様からの情報をもとにした迅速な回収、岩内警察署とも連携した、不法投棄対策などを行っているほか、防災行政無線や広報等を通じた啓発活動を実施しております。

7項めは、ごみの不法投棄の状況を町は把握しているのか。不法投棄が恒常化している地域はありますか、についてであります。

町内の不法投棄については、町内全域で発生しておりますが、回数、量ともに特に多い場所としては、東山、大浜、野束、敷島内の沿道や、私有地及び資源物集積場所に投棄されることが多く、一部ではガケなどの回収が困難な場所へ不法投棄されていることを把握しております。

8項めの、防犯カメラの設置などは、一般廃棄物処理手数料の活用で実現できるのではないかと、9項めの一般廃棄物処理手数料の財源を不法投棄等の回収に利用すべきではありませんか、については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

一般廃棄物処理手数料については、持続可能で安定した収集体制を確保するため、一般廃棄物の収集運搬業務の特定財源として活用していることから、防犯カメラ設置などの不法投棄対策に係る費用に活用する考えはありませんが、これら対策費用については、町全体の予算枠の中で対応することとしております。

10項めは、住民とともに不法投棄を認めない町風の醸成で対策に取り組むことが求められていると思いませんか、についてであります。

不法投棄については、SDGsの目標に掲げられるとおり、地球環境への被害のみならず、町の景観や観光面のほか、地域住民の住生活環境にも影響を及ぼすものであり、今後においても継続して取り組むべき課題と認識しており、これまでも、全町クリーンナップ運動をはじめとする環境美化活動を実施し、町民の皆様に不法投棄に対する意識づけを図ってきたところであります。

こうした活動に加え、町民一人一人がポイ捨てや不法投棄を行わないというモラルの向上、分別、ごみ出しルールの徹底など、ごみに関する普及啓発活動についても引き続き取り組むとともに、個人情報を特定した場合には、警察と連携し、毅然とした対応で臨むなど、不法投棄の撲滅に努めてまいります。

## < 再 質 問 >

町内の不法投棄場所は、東山、大浜、野東、敷島内、沿道や一部はガケなどの回収困難な場所に不法投棄されていることを把握している、町は答えました。知っているながら対策を打たないのか。防犯カメラの設置に活用する考えはないし、対策費用を含め、全体の予算で枠で対応していくとしています。この不法に投棄されたものは、いつ処理するのですか。

岩内町の取り組みでは、4月20日、全町クリーンナップの日を設定し、本町全域で実施。8月運上屋川クリーン作戦が取り組まれ、町民、町内会、町内企業も参加した、町の環境美化運動の推進、快適に暮らせるまち作りに努める取り組みが定着しています。町のこうした取り組みは、地域のコミュニティの意識向上、不法投棄を認めない、町風の醸成に繋がり、不法投棄の減少が見込まれるものです。

町は住民とともに不法投棄を認めない、環境美化を醸成する町風のため、監視カメラやセンサー技術を活用することなどで、不法投棄者を特定しやすくなり、抑止力が期待されるのではないのか、答弁を求めます。

## 【答 弁】

### 町 長 :

1項めは、町では、不法投棄を知っているなら対策を打たないのか。いつ処理するのか、についてであります。

不法投棄されている場所については、すでに防犯カメラや、抑止看板を設置するなどの一定の対策を講じており、また、不法投棄されたごみについては、住民の皆様からの情報をもとにし、回収可能な範囲については、職員による迅速な対応をしておりますが、ガケなどの回収が困難な場所の対応については、その費用面や除去方法など時間を要することから、計画的に進めてまいります。

2項めは、監視カメラやセンサー技術を活用することなどで、不法投棄者を特定しやすくなり、抑止力が期待されるのではないのか、についてであります。

防犯カメラの設置については、抑止力も期待できることは、認識しておりますので、町全体の予算枠の中で計画的な対応を検討してまいりたいと考えております。

また、不法投棄をなくすには、町民一人一人がポイ捨てや不法投棄を行わないというモラルの向上、及び分別、ごみ出しルールの徹底することが重要でありますので、引き続き、防災行政無線や広報等を通じた啓発活動を実施するとともに、監視パトロールや警察と連携し、個別指導を徹底するなど、不法投棄の撲滅に努めてまいります。

## **2 乳児等通園支援制度実施ではなく 保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善の実施を**

岩内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定が出された。乳児等通園支援事業は、全ての子どもが良質な育成環境で成長できるように支援することを目的とし、保護者の就労状況に関わらず、子どもが保育所等に通うことを可能にし、育児の負担感を軽減することと事業目的が示されている。その中身は、親が就労しておらず保育所などに通っていない生後6カ月から2歳の子どもを対象に、月一定時間までの利用枠の中で時間単位で預けられるというものです。子どもも保護者も、保育の専門家や家族以外の人と交流しながら子育てできる環境の整備は重要で、多くの保護者の要求です。

岩内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定はあまりにも保護者の思いとは相反するものではないのか。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、最低基準の目的等第3条では、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障すると規定し職員の最低基準を示しています。

素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員とは国家資格を持った保育士なのか。適切な訓練を受けた職員とは国家資格を持った保育士の称号ではないと思うが。

最低基準を常に向上させるよう努める最低基準は何を指すのか。

最低基準と乳児等通園支援事業者第4条で、町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるところある。

事業者が行う乳児等通園支援事業所とはどのような施設の形態、規模、受け入れ人数なのか。

乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件、第9条では、職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬとあります。

職員の基準が、熱意があつて、できる限り児童福祉の理論及び実際について訓練を受けたものとあるが、保育士は国家資格で取得するものであり、大切なこどもたちを国家資格のない職場に預けることは不安が生じます。こうした事業を町は責任を持って認めるのですか。

他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第11条では、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができます。

保育事業は福祉事業です。福祉事業は営利を目的とはしない事業で、こうした併設に職員も兼ねるなどは職員数が多いのか、利用対象乳児が少ない設定なのか。

職員第22条では、保育士、地域限定保育士、その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修を修了したものとある。

町長が行う研修とは何か。

乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1才以上満3才未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とするところである。

町が事業所を認可しますが、認可基準は緩く、必要な保育従事者のうち保育士は半分でよいとされている。この事業は、乳幼児を保育士資格のない人がみることが可能な仕組みで子どもの安全が保てるのか強く危惧されます。こうした保育を町が認め委託するのですか。

乳児等通園支援には幼児を受け入れる前に、事前面談、子供及び保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談を必ず行うこととしているがオンラインによるものを含むと緩和されている。

受け入れは基本的には対面によるものとし、子供の様子も確認することを要領等により定める必要があるのではないか。日本の保育士の配置基準は諸外国と比べて低く、保育士1人が見る子どもの数が多すぎるのが現状です。そこに新たな子どもが短時間、日替わりで来るとなれば現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず命にかかる事故が起きかねません。

慣れない環境に置かれる子どものストレスが懸念され、親の就労にかかわらず国が責任を持つ保育施設に入れる体制が必要と思いませんか。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善をおこない、公的保育を拡充することで、だれでも通園の土台をつくることこそ、国に求めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

**【答弁】**  
**教育長：**

1項めは、岩内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定は、あまりにも保護者の思いと相反するものではないのかについてあります。

岩内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、令和5年12月に閣議決定された、こども未来戦略の策定過程において、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声が、多く寄せられたことを受け、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、令和6年6月に成立した、子ども、子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度が創設されました。

本制度は、児童福祉法において、乳児等通園支援事業について、子ども、子育て支援法に、乳児等のための支援給付に規定され、令和8年4月から全国の自治体において実施され、本制度の本格実施に向け、改正児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられることから、当町における事業所の認可の基準を定めるため、このたびの条例設定に至ったところであります。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的としており、また、保育所等には通っていない乳幼児が、同世代の子どもや保育士と関わる機会を持つことで成長に繋げていくことが趣旨であり、保護者の孤立感、不安感の解消、それから保護者自身が、保育所などと関わることによって、親として成長を促していく機会を創れるものであることから、本事業は、保護者にとっても有意義な制度であると認識しております。

2項めの、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員とは国家資格を持った保育士なのかと、7項めの、町長が行う研修とは何かについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

条例第3条で規定する、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員につきましては、国家資格を有した保育士のほか、北海道が児童福祉法第18条の29に規定する認定地方公共団体にある場合には、地域限定保育士、さらには、乳児等通園支援に従事する職員として、町長が行う研修を修了した者も含んでおります。

本町では、乳児等通園支援事業に関する研修を行っていないことから、条例第22条中カッコ書き、町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む、の規定を適用し、本町においては、北海道が実施する研修により行うこととしております。

3項めの、最低基準を常に向上させるよう努める最低基準は何を指すのかと、4項めの、事業者が行う乳児等通園支援事業所とは、どのような施設の形態、規模、受け入れ人数なのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

本条例につきましては、乳児等通園支援事業を行う事業所が、事業を行うにあたり、設備や運営に関しての認可基準を定めた条例であることから、本条例内に規定している全ての項目が、乳児等通園支援事業を利用する乳児等が、安全、かつ、健やかに過ごせるための施設環境の最低基準を定めたものでありま

す。

こうしたことから、乳児等通園支援を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所は、第21条に規定する設備の基準や、第22条に規定する職員の基準を、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所については、第26条に規定する設備や職員の基準を遵守しなければならないものであります。

なお、条例第4条においては、乳児等通園支援事業を行う事業者は、常に、設備や運営の向上に努めるほか、最低基準を理由として、その設備や運営を低下させてはならないと定め、さらには、町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者などの意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備や運営を向上させるように勧告することができると規定しております。

こうしたことから、町といたしましては、事業者が常に施設や運営の向上に努め、適切に運営されるよう、指導していく必要があるものと考えております。

5項めの、職員の基準が、熱意があつて、できる限り児童福祉の理論及び実際にについて訓練を受けた者とあるが、保育士は国家資格で取得するものであり、大切な子どもたちを国家資格のない職場では預けることに不安が生じるため、この事業を町は責任を持って認めるのですかと、8項めの、この事業は、乳幼児を保育士資格のない人が見ることが可能な仕組みで、子どもの安全が保てるのか強く危惧されます。こうした保育を町が認め委託するのですかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

乳児等通園支援事業の職員については、条例第22条第1項において、乳児等通園支援従事者として、保育士または町長が行う研修を修了した者を置かなければならぬこと、同条第2項で、2人を下回ることができないことが規定しております。

こうした配置基準につきましては、これまで国において、学識経験者や保育関係者などから構成される検討会において議論がなされ、決まった配置基準であること、また、乳児等通園支援事業と同様の事業として、既に本町でも実施しております一時預かり事業におきましても、同様の職員の配置基準としていること。以上のことからも、安全性は一定程度確保されていると考えており、併せて、保育士の無資格者ではなく、保育士もしくは町長が行う研修を修了した者とされていることからも、安全性は担保されているものと考えております。

なお、このたびの条例につきましては、あくまでも乳児等通園支援事業を行う事業所が、事業を行うにあたり、設備や運営に関する認可基準を定めた条例であることから、町が乳児等通園支援事業を委託するものではありません。

6項めは、福祉事業は営利を目的とはしない事業で、こうした併設に職員も兼ねるなどは職員数が多いのか、利用対象乳児が少ない設定か、についてであります。

条例第11条に規定する、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準につきましては、具体的には、乳児等通園支援事業が、保育所等において一体的に実施される場合や、乳児等通園支援事業が、児童発達支援事業や、一時預かり事業といった児童福祉事業と、一体的に実施する場合などを想定した規定であり、乳児等通園支援事業と併設する施設の利用乳幼児の年齢区分ごとの設備や職員を備え、かつ、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児や併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることが可能であることを規定しております。

こうしたことから、職員の多さ、利用対象乳児の少ない設定ではなく、双方

の事業に支障がないことが条件となっているものであります。

9項めは、受け入れは基本的に対面によるものとし、子どもの様子も確認することを要領等により定める必要があるのではないか、についてであります。

本条例につきましては、事業所の認可の基準を定めるための条例であり、ご質問にあります、面談等も含めた、運営に関する基準につきましては、令和8年第1回定例会において、提案の予定であります。

10項めは、慣れない環境に置かれる子どものストレスが懸念され、親の就労にかかわらず国が責任を持つ保育施設に入る体制が必要と思いませんか。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、だれでも通園の土台をつくることこそ、国に求めるべきと考えますが、についてであります。

乳児等通園支援事業につきましては、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等に通園できる仕組みとして創設されたものであり、その意義は、一時預かり事業のように、いわば保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的として、国において創設した事業であります。

子どもにとっても、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られるほか、同じ年代の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、物や人への興味や関心が広がり、成長していくことができる事業であると認識しております。

一方で、保育所の入所要件においては、保護者の就労等の理由により、保育を必要とすることが入所条件であるのに対し、乳児等通園支援事業は、保護者の就労していない家庭を含め、全ての子どもの育ちを応援することを目的とし、保育の必要性を問わず、全ての家庭が利用できる新たな仕組みとして創設された事業であります。

こうしたことからも、乳児等通園支援事業は、保育を必要とする事由や、保護者の状況に問わず、全ての子どもの育ちを応援するために創設された新たな事業であることを踏まえ、本町においても適切に実施できるよう取り組んでまいります。

## < 再 質 問 >

事業に対して安全性は一定程度確保されていると考えており、町長が研修を修了したものとして、安全性は担保されている。条例は、認可保育園、認可基準を定めて、定めた条例で、町は事業を委託するものではないとしました。

市町村が事業所を認可しますが、認可基準は緩く、必要な保育従事者のうち、保育士は半分でよいとされています。乳幼児を事前に面談しない、保育士資格のない、資格が見ることが可能な仕組みです。

また利用は、事業者との直接契約で、スマートフォンのアプリで空き状況を見て、その都度空いている園や時間にスマホから直接申し込む方法が行われています。

保育をはじめとする他の子育て支援制度と比べても、町の関与が大きく後退し、保護者の保護者が保育サービスを購入するという、保育の市場化を推し進めようというものであります。

子どもは物ではありません。この制度は到底認められません。

乳児通園制度は、保育現場の負担が増え、保育士の職場環境が悪化し、きめ細かくきめ細かい目配りができない問題があります。

今必要なことは、こども誰でも通園制度ではなく、保育士の処遇を改善しながら、配置基準をさらに抜本的に拡充し、全ての子どもたちに、質の高い保育を保障する施策を実施することが、積極的に推進することではありませんか。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

保育士の処遇改善につきましては、配置基準や、公定価格の見直しであり、国においては、昨年度の公定価格において、保育士、幼稚園教諭等の人工費が約10.7%と大幅に引き上げられ、今後においても、更なる処遇改善を進める方針が国から示されているところであります。国の責任のもと、公定価格を適切な水準に設定する必要があるものと考えます。

教育委員会といたしましては、保育士の処遇改善や配置基準の見直しは、国の責任のもと、適切に設定する必要があるものと考えることから、今後におきましても、国の動向に注視しつつ、国の見直しが図られた際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

### **3 保育士の確保は処遇改善と賃金値上げこそが改善策で 地域限定保育士制度新設ではない**

岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例第23条第2項中、修了した保育士の次に、北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の地域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を加えるとある。

平成27年通常国会で成立した、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、国家戦略特区に限って認められていた地域限定保育士を資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができるしました。

地域限定保育士が新たに加えられた背景と地域限定保育士と保育士の違いは。

2025年10月に制度が一般化され、現在は三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県が実施方法書の認定を受けています。保育資格は児童福祉法に基づいて定められた国家資格で保育士養成施設を卒業することで、申請により保育士資格を取得できます。

北海道は実施方法書の認定を受けていませんが、岩内町で地域限定保育士として資格を得る方法は。

資格取得後、3年以上経過プラス所定の勤務経験で全国資格へ移行申請が可能と規定しています。

通常の国家試験合格者は、全国どこでも保育士の募集があれが働けますが、地域限定保育士試験ではなぜすぐに全国資格とならないのか。

保育士試験は8項目の筆記試験。

筆記試験の全科目に合格した人のみが、音楽表現に関する技術、造形表現に関する技術、言語表現に関する技術の3分野のうちから任意で2分野を選択し、受験できますが、地域限定保育士はこうした試験項目が除外されているのですか。

令和7年10月1日施行児童福祉法等の一部を改正する法律では、地域限定保育士制度を活用した年3回の試験実施に向けて、試験の公正性、適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定地域試験機関として活用可能として一般社団法人又は一般財団法人、株式会社等に規制改悪されている。

地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としていることは、公的保育の非営利原則に照らしても容認できず、更なる規制緩和によって資格取得者を増やそうというもので保育の後退につながるものではありませんか。

保育士不足が深刻化する地域を中心に、保育士不足を補う目的での、地域限定保育士ですが他産業と比べても著しく低い給与水準や、保育士一人でたくさんの子どもたちを見なければならない配置基準の不十分さ等、保育士として働きたくても働くと思えない労働環境の劣悪さにあります。

保育現場の労働環境の抜本的な改善がなされない中では保育士不足の解消には結び付かないことは明らかではありませんか。保育士の確保は処遇改善と賃金値上げこそが改善策と考えますが、所見を伺います。

**【答弁】**  
**教育長：**

1項めは、地域限定保育士が新たに加えられた背景と、地域限定保育士と保育士の違いは、についてあります。

地域限定保育士制度が、創設された背景といたしましては、国では、都市部を中心とした慢性的な保育士不足と、待機児童の増加が、社会問題になる中、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様の業務を行うことを可能とする、いわゆる地域限定保育士を創設しました。

本制度の創設当時は、従来の保育士試験の実施回数は、年間1回でしたが、その後、年間2回実施の取り組みが広がり、平成29年度以降は、全ての都道府県において年間2回の保育士試験を実施しているところあります。

保育士の人材確保は、全国的な課題ですが、その状況には、地方公共団体間に差があり、特に、不足する恐れが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようになることが必要との理由で、令和7年10月施行の改正児童福祉法により、国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等において、地域限定保育士試験が、可能となったところあります。

地域限定保育士と、保育士の違いについてありますが、指定保育士養成施設や、一般の保育士試験で資格を取得した保育士は、全国どこでも保育士として働くことができるに対し、地域限定保育士は、試験に合格した都道府県内・指定都市内でしか、働くことができない制限がありますが、地域限定保育士登録後3年を経過し、かつ、一定の勤務経験がある者は、申請により、全国で働くことができる通常の保育士登録が、受けられるものであります。

2項めは、北海道は、実施方法書の認定を受けていませんが、岩内町で地域限定保育士として資格を得る方法は、についてあります。

地域限定保育士制度を活用するときは、都道府県や指定都市が、保育士の確保のための措置を講じても、なお、その区域内において保育士が不足する恐れが、特に大きいことを証する書類等を添付し、試験実施方法書により、内閣総理大臣に申請の上、認定を受ける必要があります。

こうしたことから、試験ができるのは、あくまでも、都道府県や指定都市のみであり、本町においては、北海道が国の認定を受けない限り、岩内町で資格を得ることはできません。

3項めは、通常の国家試験合格者は、全国どこでも保育士の募集があれば働けますが、地域限定保育士試験では、何故すぐに全国資格とならないのか、についてであります。

地域限定保育士制度につきましては、制度創設の背景から、特に、不足する恐れが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことが、できるようにするため創設された制度であり、その地域内での人材確保を最優先とした制度であります。

こうした背景を踏まえ、すぐに全国で働くことができる資格を得ることができないものと推測するところです。

4項めは、保育士試験は、8項目の筆記試験、筆記試験に合格した人のみが、音楽表現、造形表現、言語表現の3分野のうちから、任意で2分野を選択し受験できますが、地域限定保育士は、こうした試験項目が、除外されているので

すか、についてであります。

地域限定保育士試験は、通常の保育士試験と同様、8項目の筆記試験と、3分野の実技試験が行われることとなります。試験を実施する都道府県等の判断により、実技試験の代わりに、一定の要件を満たす実技講習を受講した者に対する実技試験を免除できることとされております。

この一定要件を満たす実技講習としましては、実技試験の3項目である、音楽表現、造形表現、言語表現の講習のほか、保育現場の実習等も含め、27時間以上の講習であります。

5項めは、地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としていることは、公的保育の非営利原則に照らしても容認できず、更なる規制緩和によって、資格取得者を増やそうというもので、保育の後退につながるものではありませんか、についてであります。

令和7年10月施行の改正児童福祉法により、通常の保育士試験は、一般社団法人または一般財団法人に限られているところ、法人一般を指定試験機関として指定できるものとしたところであります。

国においては、法人一般を指定試験機関に加えるにあたり、児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、保育の公的責任を後退させることのないよう留意すること。さらには、保育士試験を及び指定保育士養成施設の修了と同程度の知識及び水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験、および講習の質を担保するための措置を講じることを、附帯決議したところであります。

こうした観点から、地域限定保育士試験の実施にあたっては、保育の質の低下に繋がらないよう、実施を希望する都道府県等から、国へ試験実施方法書について、必要な知識及び技能を判定する試験として、適當か否か等を国で確認し、認定することとしております。

また、その前提として、試験の質の確保のための方策等について、国が示す通常保育士試験を踏まえた必要な基準、加えて、実施都道府県等が、法人に試験事務を行わせる場合には、試験の質を確保するため、国が定める基準に従つて実施都道府県が、試験機関の指定を行っております。

こうした、児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、必要な対応は、行っているものと考えることから、保育の後退に繋がるものとの認識はしておりません。

6項めは、保育現場の労働環境の抜本的な改善がされない中では、保育士不足の解消には、結び付かないことは明らかではありませんか。保育士の確保は処遇改善と、賃金値上げこそが改善策と考えますが、についてであります。

現在、全国的な保育士不足の状況であり、特に、都市部においては、保育士不足が要因による待機児童も生じているところであります。

こうしたことからも、国においては、保育人材確保の一つとして、昨年度、国が保育施設の人員費等を含む経費全体の単価として定めた公定価格において、保育士、幼稚園教諭等の人員費が約10.7%と大幅に引き上げられており、今後においても、更なる処遇改善を進める方針が、示されているところであります。

また、国においては、昨年、制度発足以来、一度も改善されてこなかった、4、5歳児に係る職員配置基準について、30対1から25対1に改善が図ら

れたところであり、また、国では、1歳児の配置基準について、令和7年度以降、早期に6対1から5対1への改善を進めることとしております。

教育委員会といたしましては、今後においても、国の動向に注視しつつ、国の見直しが図られた際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

地域限定保育に保育士試験の実施に当たっては、保育の質の低下に繋がらぬよう実施を希望する都道府県等から、国への試験実施方法書について、適當か否かなどを国が認定し、国が確認し認定する。その前提として試験の質の確保のため、方策等について、国が示す必要な基準、法人の試験事務を行われ、行わせる場合は、国の基準に従って、実施都道府県が試験期間の指定を行うなどと、必要な対応は行っていると答えている、と答弁しています。

ここまでするなら、地域限定保育士ではなく、一般的保育試験でいいではありませんか。

国策、国家戦略特区に限って認められていた地域限定保育所を一般制度化するとしています。地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としていることは、公的保育の非営利原則に照らしても容認できません。保育の質を後退させる危険性があるからです。

国家戦略特区における地域限定保育士の試験について、筆記試験は通常の試験と同じですが、都道府県で行われる、講習会を修了した人は、実技試験が免除されます。本改訂案は、これを全国展開するものです。

保育士不足の背景にある処遇や配置基準の問題を抜本的に改善せず、緩和策で保育をする人を確保しようとするものであり、解決策にはなりません。

また、地域限定保育士の試験については、認定を受けた都道府県または指定都市が行う判定事務の委託を営利企業にも認めるなど、公的保育の非営利原則は、保護者負担の少ない、保護者負担の少ない形で運営され、保護者や子供たちが安心して利用できる環境を提供することを目的とした原則を弱めるものではありませんか。

保育士確保で今やらなければならないのは、保育士の抜本的な改善、処遇改善と保育士配置基準を抜本的な改善によって保育士確保を進めるべきだと思います。再度所見を求めます。

**【答弁】**  
**教育長：**

1項めは、地域限定保育士試験ではなく、一般の保育士試験でいいのではありませんかについてであります。

地域限定保育士制度につきましては、制度創設の背景から、特に、不足する恐れが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにするため創設された制度であり、その地域内での人材確保を最優先とした制度であります。

こうした背景のもと、創設された制度であると認識することから、地域限定保育士試験は意味があるものと考えております。

2項めは、地域限定保育士試験の委託を営利企業にも認めることは、公的保育の非営利原則を弱めるものではありませんかについてであります。

地域限定保育士試験の実施にあたっては、保育の質の低下に繋がらないよう、実施を希望する都道府県等から、国へ試験実施方法書について、必要な知識及び技能を判定する試験として、適當か否か等を国で確認し、認定することとしております。

また、その前提として、試験の質の確保のための方策等について、国が示す通常保育士試験を踏まえた必要な基準、加えて、実施都道府県等が、法人に試験事務を行わせる場合には、試験の質を確保するため、国が定める基準に従つて実施都道府県が、試験機関の指定を行っております。

こうしたことからも、公的保育の非営利原則である、保護者負担の少ない形で運営され、保護者や子ども達が安心して利用できる環境を提供することを目的とした原則を弱めるものではないと、認識しております。

3項めは、保育士の抜本的な処遇改善と保育士配置基準の抜本的な改善によって、保育士確保を進めるべきと思いますが、再度所見を求めます、についてであります。

保育士の処遇改善につきましては、国において、昨年度、公定価格において、保育士、幼稚園教諭等の人工費が約10.7%と大幅に引き上げられており、今後においても、更なる処遇改善を進める方針が、示されているところであります。

また、国においては、昨年、制度発足以来、一度も改善されてこなかった、4、5歳児に係る職員配置基準について、30対1から25対1に改善が図られたところであり、また、国では、1歳児の配置基準について、令和7年度以降、早期に6対1から5対1への改善を進めることとしております。

教育委員会といたしましては、保育士の処遇改善や配置基準の見直しは、国の責任のもと、適切に設定する必要があるものと考えることから、今後におきましても、国の動向に注視しつつ、国の見直しが図られた際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

## 4 町は浅海漁業や前浜の活性化に向け磯焼け対策プロジェクトの立ち上げを

平成21年、岩内郡漁協の海面共同漁業権、第1種行使者数は、海苔44人、ふのり21人、なまこ21人、うに20人、ホタテ20人、あわび19人、いがい16人、わかめ15人、こたまがい3人、もずく2人、たこ2人、しらがい1人と多種にわたる漁業資源を採取し、漁業権行使者は184人でした。1t未満の漁船が28艘と浅海漁業で生活を守っていたことが後志総合振興局水産統計資料に示されています。

正組合員数79名、準組合員数2名の81名から、令和5年の正組合員数は52名。年齢構成は、60歳代が25%、70才以上が26.9%、30代5.8%、40代11.5%、50代25%です。60才以上の占める割合が5割を超え、高齢化が進んでいます。

漁業を守る町の後継者支援対策は。

浅海漁業者等が生活を維持する町の対策は。

コンブ、ふのり、わかめ、もずくなどの海藻類が減少し、うに、あわび、コンブ等の資源増大、磯焼け対策の予算化で事業を行っていますが、現在までの対策と効果などの実証結果は。

うにやあわびなどの魚貝類を採取し生業を維持してきた前浜ですが、後志振興局の水産統計資料には、コンブやわかめなどの海藻類が減少し、不毛の状態となる磯焼けによって魚介類を育む藻場も失われ、地元の水産業に多大な影響が出ています。磯焼けの原因は、水温の上昇やうになどの食害などのほか、鉄をはじめとする栄養分の不足もその一因とされています。

日本や世界各地の沿岸海域で生じている、磯焼けの問題を解決し、海の森の再生を行うため、鉄鋼スラグと腐植物質を用いた磯焼け回復技術の研究、実用化プロジェクトが行われているが、こうした取組を町は研究しているのか。

磯焼けは、栄養塩や溶存鉄の不足など様々な要因により磯焼けは発生すると考えられる。このうち、海と川と森のつながりから、最近になって次第に注目されつつあるものとして、溶存鉄の不足が挙げられると報告されている。

日本製鉄は、2002年より北海道増毛町をはじめとして、日本全国38か所で、海の森づくりによって藻場の再生に取り組み、近隣町村では2018年秋に、日本製鉄と泊村役場、古宇郡漁業協同組合の3者で藻場再生の実証実験に取り組み成果が現れていると報道。

こうした取組の内容、試験結果などの情報の収集をしているのか。

町は浅海漁業や前浜の活性化に向け磯焼け対策プロジェクトの立ち上げが必要ではないのか。海域の環境改善で海の森が造成されることで水産振興に貢献し魚種増加に繋がるのではないのか。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、漁業を守る町の後継者支援対策は、についてあります。

後継者支援策につきましては、国において、新規漁業就業者を確保し育成するため、新規漁業就業者総合支援事業として、減少する漁業の担い手確保のため、漁業学校などでの学習資金の支給、就業前の相談などの制度が設けられており、手続き等についての支援を岩内郡漁業協同組合と町が連携し行っていることから、町独自の支援策は設けておりません。

2項めは、浅海漁業者等が生活を維持する町の対策は、についてあります。

本町における漁業支援策につきましては、これまでも、対象を個人とするのではなく、岩内郡漁業協同組合に対して行うことを基本としていることから、毎年、漁業協同組合から提出された補助事業計画に基づき、各種事業へ補助を行っているところであります。

なお、岩内郡漁業協同組合からは、燃油購入費に対する支援策として、国の漁業経営セーフティネット構築事業により、加入する漁業者へ一部補填がなされていると伺っております。

3項めは、うに、あわび、コンブ等の資源増大、磯焼け対策の予算化で事業を行っていますが、現在までの対策と効果などの実証結果は、についてであります。

これまで、岩内郡漁業協同組合において実施してきております前浜資源増大事業の内容については、主に磯焼け漁場からウニを除去・移植する際や、ナマコの種苗放流時のダイバー代などに活用されてきておりますが、実施内容などについては、毎年、岩内郡漁業協同組合が各部会からの意向などを踏まえ、理事会の承認を経て決められているものと伺っており、その取り組みに対する効果、検証については、一義的に漁業協同組合で行われているものと考えております。

また、磯焼け対策としては、平成30年度から令和6年度まで、敷島内地区の一部前浜において、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所と連携し、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図りながら、藻場造成事業を実施してきたところでありますが、近年の海水温の上昇などを踏まえ、関係する漁業者などと協議し、今後より効果的な取り組みとなるよう再検討するため、現在は取り組みを中断しているところであります。

なお、取り組みの効果については、補助事業における事業評価をしておりますが、近年の海水温上昇などの影響から、その年で繁茂の状況などにばらつきが見られたところであります。

4項めの、鉄鋼スラグと腐植物質を用いた磯焼け回復技術の研究、実用化プロジェクトが行われているが、こうした取組を町は研究しているのかと、5項めの、日本製鉄が全国38か所で、海の森づくりによって藻場の再生に取り組んでいる内容、試験結果など情報の収集をしているのかと、6項めの、町は浅海漁業や前浜の活性化に向け磯焼け対策プロジェクトの立ち上げが必要ではないのか。海域の環境改善で海の森が造成されることで水産振興に貢献し魚種増加に繋がるのではないか、については、関連がありますので併せてお答えいたします。

増毛町や泊村など全国各地で取り組まれている鉄鋼スラグを用いた、海の森づくりによる藻場造成につきましては、民間事業者が開発した製品で、磯焼けで藻場が失われた海域に、鉄分を人工的に生成する鉄鋼スラグ製品を埋設し、

藻場の再生を図るというものであり、取り組まれている内容や結果など、情報収集はしておりますが、磯焼け対策などにおいて、一定の効果はあるものの、ウニ漁を行う漁場での効果が見られていないことや、費用対効果などの課題もあり、今後、導入地域において具体的な効果検証がなされるものと考えております。

海の森づくりを含めた磯焼け対策については、各地域の海水温や栄養塩類の状況、食害生物の生息状況などにより、様々な効果的な手法で、継続的、複合的に取り組んで行かなければならないものと考えているところであり、本町が抱える課題解決において、有用であると考えておりますが、藻場造成や基盤の整備費用、経済的効果など、多くの課題も認められるため、まずは、各地で行われている取り組みの費用対効果を含めた成果などの情報収集に努めることが必要と考えていることから、現時点で、磯焼け対策プロジェクトの立ち上げる考えには至っていないところであります。

いずれにしましても、本町前浜における効果的な磯焼け対策については、引き続き、各地域における取り組み状況や関係する漁業者からの意見の収集、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所などの関係機関と協議を重ねてまいります。